

ドラゴンプロムナード利活用にあたっての利用規則

(1) 許可の優先順位

ドラゴンプロムナードの使用は、港湾及び地域社会の活性化の向上に寄与すると認められる行事を優先して許可することを原則とする。

- ① 国、地方公共団体等が公用又は公共の用に使用する場合
- ② 公共的団体等が公共的用に使用する場合
- ③ 各種イベント等

(2) 行為の制限

次に掲げる行為等があると認められる場合は、許可を行わないこととする。

- ① 原形を変更したり、著しく損傷したりするおそれがあると認められる場合
- ② 会場の設備及び参加者に対する安全対策が十分に施されていないと認められる場合
- ③ 騒音の発生等により周囲の生活環境を著しく悪化させるおそれのある場合
- ④ 港湾の管理運営に支障があると認められる場合
- ⑤ その他公共の利益に反すると認められる場合

(3) 利用料

- ① 利用料は、1 m²・1 月あたり 157 円（消費税別途）

※その使用に 1 m²未満の端数があるとき、もしくは 1 m²未満の端数が生じた場合は 1 m²とする

※1 月未満であるとき、もしくは 1 月未満の端数が生じたときは 1 月を 30 日とした日割計算

※算定した利用料の額に 100 円未満の端数が生じたときは、100 円とする

- ② 利用料の減免については長崎県港湾管理条例第 17 条の規定に準じて取り扱うこととする。
原則として、物品販売を伴うものについては、主催者の如何にかかわらず減免は行わない。

(4) 利用許可にあたっての注意点

- ① 利用許可期間は、特別の理由がない限り、準備期間を含め 14 日以内とする。
- ② 同一内容の申請については、原則年 2 回までとする。
- ③ ステージ、発電機等の重量物を設置する場合、床の養生を行い損傷を防ぐこと。
- ④ 給水、排水設備、電源はないため、必要な場合は使用者で準備すること。
- ⑤ 音響、騒音等が発生するおそれのある場合は、事前に周辺関係者への連絡をしておくこと。（夢彩都等）
- ⑥ 隣接する臨港道路が渋滞しないよう人、車両の動線の確保に十分注意を払うこと。
- ⑦ ドラゴンプロムナード使用中の管理は使用者の責任で行い、終了後は、原状回復を徹底すること。

※上記事項によらない許可を行おうとする場合は、あらかじめ長崎県と協議を行うものとする。

(追記) ドラゴンプロムナード使用の条件

利用について許認可させて頂く際、下記の事項をお守りいただきます。

- 利用中に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて利用者に帰属します。
- 不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償はいたしません。
- イベントの実施によって発生したごみ等は、イベント主催者で処理してください。

設営・撤収時等、随時、巡視させて頂きます。撤収後、双方立会いを実施し引渡しと致します。使用後、補修が必要となった場合、申請者において責任をもって復旧させること。また、やむなく当事業体にて復旧作業を行った場合、実費請求と致します。

以上、利用規則の条件に関し、遵守できる場合のみ、ドラゴンプロムナード使用を許可させて頂きます。

また、申請者のみならず、全関係者ならびに参加者にも上記事項を周知徹底させて頂き下さい。県民の憩いと交流の場として利活用が図られるよう、ご協力の程、よろしくお願い致します。

長崎港元船地区指定管理者

PORT NAGASAKI クリエイティブ パートナーズ